

緊急事態宣言発令に伴う当センターの健診業務の対応につきまして

政府は5月14日、北海道、広島、岡山の3道県に対し5月16日から5月31日までの間、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令を決定いたしました。

当センターでは、厚生労働省等からの感染予防対策に細心の注意を払いながら健診業務を実施いたします。

なお、今後、厚生労働省等からの休業要請等を踏まえ、健診業務の中止等の措置を取らざるを得ない場合には、ホームページで配信いたしますので、お手数をおかけいたしますが、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

★当センターの対応

- ・ 入口にて非接触式体温計での検温と手指消毒の実施
- ・ 発熱、咳、倦怠感などの症状がある方は、受診不可とさせていただいております
- ・ ロッカーや各検査室のドアノブ、椅子など共用箇所の消毒を定期的の実施
- ・ 各検査室内の検査機器の消毒を実施
- ・ 職員全員のマスク着用、手洗い励行、手指除菌剤による消毒の徹底
- ・ 書籍、雑誌、新聞等の撤去
- ・ 定期的な換気の実施
- ・ 感染症予防マニュアルに沿った対応の徹底